別表六（十）付表一　通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 （別表十八（二）「12の計」）－（別表六（十）「1」）	1	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 （別表十八（二）「16の計」）－（別表六（十）「16」）	16	円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（十）「1」）	2		各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16)＋（別表六（十）「16」）	17	
控除対象試験研究費の額の合計額の計算 他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 （別表十八（二）「13の計」）－（別表六（十）「6」）	3		法人税額基準額の計算 通算親法人事業年度が令和11年3月31日以前に開始する場合 (8)　＞　12　％　の　場　合	18	0.35
控除対象試験研究費の額の合計額の計算 各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（十）「6」）	4		(11)＞10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）	19	
合算増減試験研究費割合の計算 他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 （別表十八（二）「14の計」）－（別表六（十）「7」）	5		法人税額基準額 ((17)＋（別表六（十三）「12」））×((18)、(0.25＋(19))又は0.25)	20	円
合算増減試験研究費割合の計算 各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（十）「7」）	6		税額控除可能額 ((15)と(20)のうち少ない金額)	21	
合算増減試験研究費割合の計算 合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	7		控除分配割合 （別表六（十）「16」）÷(17)	22	―――
合算増減試験研究費割合の計算 合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		税額控除可能分配額 (21)×(22)	23	円
合算試験研究費割合の計算 他の通算法人の平均売上金額の合計額 （別表十八（二）「15の計」）－（別表六（十）「10」）	9	円	この申告が修正申告である場合 当初申告税額控除可能額 （当初申告の(21)）	24	
合算試験研究費割合の計算 各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋（別表六（十）「10」）	10		当初申告税額控除可能分配額 （当初申告の(23)）	25	
合算試験研究費割合の計算 合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11		(21)　≧　(24)　の　場　合 (25)	26	
合算税額控除割合の計算 割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100}+((8)-\frac{12}{100})\times 0.375$ (0.12未満の場合又は(6)＝0の場合は0.12)	12		(21)＜(24)の場合 税額控除超過額 (24)－(21)	27	
合算税額控除割合の計算 (11)　＞　10　％　の　場　合　の　控　除　割　増　率 $((11)-\frac{10}{100})\times 0.5$ （0.1を超える場合は0.1）	13		(25)＞0の場合の税額控除可能分配額 (25)－(27) （マイナスの場合は０）	28	
合算税額控除割合の計算 合　算　税　額　控　除　割　合 (12)＋(12)×(13) （小数点以下３位未満切捨て） （0.17を超える場合は0.17）	14		(27)＞(25)の場合の税額控除超過取戻税額 (27)－(25)	29	
中小企業者等試験研究費基準額 (4)×((14)又は0.12)	15	円	非特定欠損金額を超える場合 非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額	30	
			(30)　の　法　人　税　額　相　当　額	31	
			(31)　の　当　期　税　額　基　準　額 (31)×((18)、(0.25＋(19))又は0.25)	32	
			調整後税額控除可能額 ((15)と((20)－(32))のうち少ない金額)	33	
			(24)＞(33)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (24)－(33)	34	

当　期　の　通　算　繰　越　控　除　限　度　超　過　帰　属　額　の　計　算

通算繰越控除限度超過額 (15)－(20) （マイナスの場合は０）	35	円	通算繰越控除限度超過帰属額 (35)×(22)	36	円

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）